

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、被保険者に対して国民健康保険税を賦課している。 ・国民健康保険税の賦課、更正、減免、納付確認書発行、還付、充当に特定個人情報ファイルを使用している。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	・国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の24の項及び地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 情報提供の根拠 主務省令第2条の表の1、2、3、5、7、28、42、48、57、58、65、69、83、87、115、125、132、141、158 情報照会の根拠 主務省令第2条の表の48、69、70、71
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部保険年金課国民健康保険係
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進部保険年金課国民健康保険係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保険年金課国民健康保険グループ	健康福祉部保険年金課国民健康保険係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 松川 敬	保険年金課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部保険年金課国民健康保険グループ	健康福祉部保険年金課国民健康保険係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和2年5月27日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正のため
令和4年6月17日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保険年金課国民健康保険係	健康推進部保険年金課国民健康保険係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部保険年金課国民健康保険係	健康推進部保険年金課国民健康保険係	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号 情報提供の根拠 番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106	・番号法第19条第8号 情報提供の根拠 番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	・番号法別表第二に基づき	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき	事後	法令改正のため
令和6年7月10日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1の16の項及び地方税法	番号法別表の24の項及び地方税法	事後	法令改正のため
令和6年7月10日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号 情報提供の根拠 番号法別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106 情報照会の根拠 番号法別表第二の27、42、43、44、45、46	・番号法第19条第8号 情報提供の根拠 主務省令第2条の表の1、2、3、5、7、28、42、48、57、58、65、69、83、87、115、125、132、141、158 情報照会の根拠 主務省令第2条の表の48、69、70、71	事後	法令改正のため
令和6年7月10日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため